

## 公立はこだて未来大学海外留学助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立はこだて未来大学が学術交流協定を締結している海外の大学等（以下「協定締結校」という。）に留学する本学の学生に対して、その留学費用の一部を助成するため、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、公立はこだて未来大学学生の留学および外国人留学生の受入れに関する規程（以下「留学等規程」という。）第6条に基づき、学長から留学の許可を得た者のうち、留学期間が原則3か月以上の者とする。ただし、専ら外国語の修得を目的とする留学は対象としない。また、留学中の者や既に留学を終了した者は対象としない。

2 助成金の交付は、学部および大学院を通して、一人1回とする。

(助成金の額)

第3条 予算の範囲内で次の経費を助成することとし、一人につき15万円を交付するものとする。

(1) 協定締結校との往復渡航費

(2) 海外留学保険加入料

(募集)

第4条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、別に定める申込書を事務局に提出しなければならない。

2 募集は5月1日から5月31日までの期間内で実施するものとする。

3 前項の期間内で募集し次条に規定する選考を実施しても定員に達しない場合や特別な必要がある場合は、前項に規定する期間を変更または別の期間に再度募集することができる。

(選考および決定)

第5条 理事長は、前条の申込書の提出があったときは、留学等規程第5条に基づく留学願い出書等の提出書類をもとに、海外留学助成選考

委員会での選考を経て、交付を決定する。

(交付の取消し等)

第6条 理事長は、留学の取り止めや留学期間、留学目的に変更があった場合等は、助成金の交付を取り消すことができる。

2 理事長は、虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その決定を取り消すものとする。

3 理事長は、前2項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、現に助成金の交付を受けているときは、その返還を求めることができる。

4 前3項における助成金の交付の取消し、返還にあたっては、海外留学助成選考委員会において審議するものとする。

(海外留学助成選考委員会)

第7条 海外留学助成選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 理事長，副理事長，理事（副学長）

(2) 事務局長，企画総務課長，財務・研究支援課長，教務課長

(3) 学術連携室長

2 理事長は、選考にあたって必要のある場合は、委員以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。

(調査)

第8条 理事長は、助成金の適正な活用を図るため、交付を受けた者に対して交付要件等の確認に必要な書類等の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。